

(四) 総同盟内消費組合同盟設置に關する件(尾ヶ谷聯合會提出) 可決

総同盟内消費組合同盟を設置し既設消費組合間の連絡を計り労働組合にて未設の所は之れが設置に斡旋指導を為す。

実行方法としては現在総同盟内に組織せる消費組合を以て之れを準備委員會を組織すべし。

(五) 労働農民党に關する件(大政聯合會提出)

決議

一、吾が総同盟所屬全組合は労働農民党を三箇中央委員會の四団体除外の決議を飽迄支持すること。

二、四団体に屬する人々の加入したる支部は絶対承認せざることを本部政治部に通知して党が四箇中央委員會に要求すること。

三、其後の対策については本部中央委員會日に任すること。

理由、労働農民党は言ふ迄もよく吾々の政敵である。従つて吾々は吾々の主義勢力として労働農民党の発進に就身的努力を揮はなくてはならぬ。而して今日の日本の改進黨の情勢に於ては党の健全なる発進のためには飽迄日本共産党の指導を

下におし思惟される水産社無産者同盟、日本無産青年同盟、大衆教育同盟、日本労働組合評議會、以上四団体を党の内部より除外する必要がある。

幸にして党の再三回中央委員會は吾々と同一の見解の下に満場一致して党より除外を断行した。

従つて吾々は今後飽迄党の再三回中央委員會の決議を支持すると共に四箇中央委員會員會日に対して既に決定された方針を以て一貫するべきである。

可決

(六) 會費値上に関する件(本部提出)

大正十六年一月より會費を五十銭に値上し本部費拾銭、他は各地の情勢に応じて適宜増減するとの提議案、議論沸騰し十三名の委員附託となり審議の結果値上断行、但し各地の事情を斟酌して本部は二銭値上と可決。

(七) 総同盟運動方針に關する声明書制作製に關する件(本部提出) 可決

以上にて議案審議終了し法規、會計、多量役員、幹衛各委員會の報告を承認した。

新役員

會長

鈴木文治